

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成22年2月19日

京都市長 門川大作

1 届出者の氏名及び住所

株式会社アーバネックス

代表取締役社長 久保田一裕

大阪市中央区備後町一丁目7番10号 ニッセイ備後町ビル5階

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

KRP商業施設

京都市下京区中堂寺栗田町90番地外

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
ア 大規模小売店舗の名	(仮称) 京都リサーチパーク商業施設計画	KRP商業施設 京都市下京区中堂寺栗田町9

称及び所在地	京都市下京区中堂寺粟田町9 0番地外	0番地外
イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社アーバネックス 代表取締役社長 鈴間能成 大阪府中央区備後町一丁目7番10号 ニッセイ備後町ビル 5階	株式会社アーバネックス 代表取締役社長 久保田一裕 大阪府中央区備後町一丁目7番10号 ニッセイ備後町ビル 5階
ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社TSUTAYA 代表取締役社長 木村元昭 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー21階 (9号館) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 山口俊郎 東京都千代田区二番町8番地8 (4号館) 外未定	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 代表取締役社長 増田宗昭 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー21階 (9号館) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 井坂隆一 東京都千代田区二番町8番地8 (4号館及び9号館)

(3) 変更年月日

アにあつては平成22年3月1日, イにあつては平成21年6月29日, ウにあつては平成21年4月1日, 平成21年5月21日及び平成21年10月1日

3 届出年月日

平成22年2月10日

4 縦覧場所, 期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成22年2月19日(金)から平成22年3月19日(金)まで(日曜日, 土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成22年3月19日(金)

(産業観光局商工部商業振興課)